

# 全国健康保険協会（愛媛支部、岐阜支部、神奈川支部、埼玉支部、 広島支部、大分支部、福岡支部、鹿児島支部）に加入している方へ

**申請する治療月の ① 医療費のお知らせ（写し）、② 高額療養費支給（不支給）決定通知書（写し）**を申請時に必要書類とあわせてご提出ください。

## 1. 「①医療費のお知らせ」申請方法

- 依頼書を全国健康保険組合へ郵送で提出してください。
- 申請方法・提出先・依頼書様式は全国健康保険組合のホームページをご確認ください。

※ 「期間」は第3号様式「新居浜市特定不妊治療費助成事業受診等証明書」の「今回の治療期間」を参照し、該当月の全期間を「令和●年●月 1日～令和●年●月末日」のように記入してください。

例：「今回の治療期間」令和8年4月9日～令和8年8月25日

→「期間」令和8年4月 1日～令和8年8月 31日

※ 治療を受けた者が「被保険者かつ被扶養者なし」の場合は**本人分のみ**、治療を受けた者が「被扶養者」または「被保険者かつ被扶養者あり」の場合は**ご家族（保険者と被扶養者）分が必要です。「同意欄」に自書でご家族分の氏名を記入してください。**

※ 発行までの期間は最終診療月から3～4か月要することがあります。



全国健康保険協会 HP「医療費のお知らせ依頼書」▶

## 2. 「② 高額療養費支給（不支給）決定通知書」申請方法

- 申請書を全国健康保険組合へ郵送で提出する方法と、電子申請サービス（令和8年1月13日サービス開始）を利用してオンライン申請する方法があります。
- 申請方法・提出先・申請書様式は全国健康保険組合のホームページをご確認ください。

※ 高額療養費が不支給の場合も通知書の提出が必要です。

※ 第3号様式「新居浜市特定不妊治療費助成事業受診等証明書」の「今回の治療期間」に該当する全ての月分の提出が必要です。



全国健康保険協会 HP「健康保険高額療養費支給申請書」▶

## 3. お問い合わせ先・提出先

医療費のお知らせ（写し）、高額療養費支給（不支給）決定通知書（写し）の申請や届出手続きに関する事、制度に関するお問い合わせ、提出先は全国健康保険組合のホームページをご照会いただくか、各都道府県支部へご相談ください。



全国健康保険協会 HP「都道府県支部」▶